

公益財団法人横須賀市健康福祉財団
よこすかヘルパーステーション
障害者総合支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 公益財団法人横須賀市健康福祉財団が開設する、よこすかヘルパーステーション(以下「事業所」という。)が行う障害者総合支援法(以下「法」という。)に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業及び指定同行援護事業並びに市町村が実施する移動支援事業(以下「事業等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業等の従事者(以下「従業者」という。)が、支給決定を受けた障害者又は障害児(以下「利用者」という。)に対し、適正な障害福祉サービス及び移動支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業等の内容は次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業は、利用者が居宅において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。
 - (2) 指定重度訪問介護事業は、重度の肢体不自由者、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うものとする。
 - (3) 指定同行援護事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
 - (4) 移動支援事業は、屋外での移動に制約のある利用者の外出に伴う支援を行うものとする。
- 2 事業等の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 事業等の実施に当たっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 よこすかヘルパーステーション

(2) 所在地 横須賀市三春町2丁目12番地(三春コミュニティセンター内)
(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 居宅介護・重度訪問介護・移動支援サービス提供責任者 8名(常勤職員)

同行援護サービス提供責任者 8名(常勤職員)

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービス及び移動支援サービスの利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導を行うほか、障害福祉サービス計画及び移動支援サービス計画を作成し、利用者及び同居家族にその内容を説明する。

(3) 訪問介護員 非常勤職員10人以上

訪問介護員は、障害福祉サービス計画及び移動支援サービス計画に基づき、障害福祉サービス及び移動支援サービスの提供にあたる。

(4) 事務職員 2名(常勤職員)

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(サービスの内容)

第6条 サービスの内容は次のとおりとする。

1 指定居宅介護サービス

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 入浴の介護

エ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

ア 調理

イ 洗濯

ウ 掃除

エ その他日常生活を営むために必要な家事の援助

(4) 生活等に関する相談及び助言

- (5) 日常生活支援
- (6) その他の生活全般にわたる援助
- 2 指定重度訪問介護サービス
 - (1) 重度訪問介護計画の作成
 - (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 入浴の介護
 - エ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
 - (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 洗濯
 - ウ 掃除
 - エ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
 - (4) 生活等に関する相談及び助言
 - (5) 日常生活支援
 - (6) その他の生活全般にわたる援助
 - (7) 外出時における移動中の介護
- 3 指定同行援護サービス
 - (1) 同行援護計画の作成
 - (2) 同行援護の内容
 - ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
 - イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- 4 移動支援サービス
 - (1) 移動支援サービス計画の作成
 - (2) 移動支援サービスの範囲
 - ア 日帰りの範囲とする。
 - イ ガイドは原則として一人のヘルパーが一人を支援する。
 - ウ 支援に際しては公共交通機関を利用することを原則とする。なお、自家用車での支援はしない。

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、利用者から市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとし、利用料の額は別表のとおりとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

- 3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の実費相当額の支払を利用者から徴収することができる。(実施地域以外については、自動車の使用はしない。)
- 4 事業所は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならない。
- 5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 6 移動支援サービスでヘルパーが食事時間にかかる際の飲食代は、利用者・ヘルパーそれぞれが支払う。ただし会食等飲食を目的とする場所で移動支援サービスを必要とする場合や、ヘルパーが食事内容を選択できない場合は、利用者の負担とする。
- 7 移動支援サービスで入場料等を必要とする場所(遊園地、コンサート、映画、観劇、野球等)でヘルパーを必要とする場合の実費は利用者の負担とする。
- 8 移動支援サービスで第6、7項の費用の清算はその場で行うこととする。
- 9 移動支援サービスで第3、6、7項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は横須賀市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師(以下「主治医」という。)に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

2 事故発生の際は、直ちに家族及び横須賀市に連絡するとともに、必要な措置を講ずることとする。

3 サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。

(苦情・ハラスメント解決)

第10条 事業所は、提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、苦情・ハラスメントを受け付けるための窓口を設置するし、又は、ハラスメントの改善に向けた対策は、ハラスメント対策委員会で検討し、必要な改善を行うものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情・ハラスメントの内容を記録しておくものとする。

3 事業所は、提供したサービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに関して市町村が行う調査

に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 1 1 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を選定及び設置すること。
- (2) 成年後見制度の利用を支援すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会（虐待防止検討委員会）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症対策に関する事項)

第 1 2 条 事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会 虐待防止検討委員会と一体的に運営する）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 1 3 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 1 4 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修（第 1 1 条から前条までに規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等、感染症対策及び業務継続計画の内容を含む。）の機会を次のとおり設け、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった時に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、文書により示すこととする。
 - 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益財団法人横須賀市健康福祉財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

第11条第1項、第3項及び第5項の規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

第3条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

第5条及び第7条第3項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

第2条第1項第2号及び第4条別表の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

第2条第1項第1号から第3号、第4条別表、第7条第1項、第10条第2項及び第11条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

第5条の(1)の規定は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

第4条別表の規定は、平成29年8月31日から施行する。

附 則

第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

第7条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

第4条、第7条別表及び第9条から第14条までの規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

第7条別表の規定は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

第10条、第12条及び第14条第4項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

第4条及び第7条別表の規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

第7条別表の規定は、令和6年6月1日から施行する。

	居宅			同行援護	重度訪問介護
	身体介護	通院介助 (身体介護伴う)	通院介助 (身体介護伴わない)		
30分未満	2,744円		1,136円	2,047円	
1時間未満	4,330円		2,111円	3,237円	1,993円
1時間30分未満	6,292円		2,948円	4,673円	2,969円
2時間未満	7,171円			5,370円	3,955円
2時間30分未満	8,082円			6,067円	4,941円
3時間未満	8,972円			6,775円	5,928円
3時間30分未満					6,903円
4時間未満					7,889円
4時間以上	*3時間以上で市町村が必要と認めた場合、9,873円に30分毎889円を加算		*1時間30分以上で市町村が特に必要と認めた場合、3,698円に30分毎に739円を加算	*3時間以上で市町村が特に必要と認めた場合、7,471円に30分毎707円を加算 *障害支援区分により20~40%の加算	*4時間以上8時間未満で市町村が認めた場合、8,801円に30分毎911円を加算 *障害支援区分により8.5~15%の加算

	家事援助	
30分未満	1,136円	緊急時対応加算.....1回108円(1月に2回を限度) 居宅介護及び通院等介護(身体介護を伴う場合)について利用者様又はその家族等からの要請で計画の変更等を行って緊急的に対応した場合、1月に2回を限度として加算
45分未満	1,640円	
1時間未満	2,111円	初回加算.....215円(月) 新規に居宅介護計画書を作成し、サービス提供責任者が訪問、同行した場合1月につき加算
1時間15分未満	2,562円	
1時間30分未満	2,948円	利用者負担上限管理加算....161円(月) 利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算
1時間30分以上	*市町村が特に必要と認めた場合、3,333円に15分毎に375円を加算	

喀痰吸引等支援体制加算....108円(1日当たり)
喀痰吸引等を行った場合に加算

特定事業所加算Ⅱ.....1月につき、合計単位数に10%を乗じた単位数で算定されます。(重度訪問介護は除く)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅴ(7)....

1月につき、以下のサービスごとの合計単位数に各自パーセントを乗じた単位数で算定されます。
居宅介護...25.4% ・ 同行援護...25.4% ・ 重度訪問介護...22.4%

*原則として、上記料金表の1割が利用者負担となります。(但し、上限額内に限る)

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで):25%
- ・早朝(午前6時から午前8時まで):25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで):50%

*係数の影響で上記の金額の数値合計と通算による請求額の間には若干の誤差が生じます。